

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第三百七號

健康保険法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保
健康を次のように指定した。

昭和二十三年七月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所々在地	保健醫氏名	指定年月日
齒科	東伯郡倉吉町新町一丁目	永田壽満子	昭和二十三年七月二日
同	同郡社村大字横田四〇三	桑名佐太郎	同

◇鳥取縣告示第二百八號

健康保険法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保
健康を次のように指定した。

昭和二十三年七月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年七月二日
第九百二十二號

金 曜 日

本報ノハサハ國定規格A列5

診療科名	診療所々在地	保健醫氏名	指定年月日
内科	八頭郡散岐村大字佐貫二三〇	奥田博久	昭和二十三年七月二日
同	西伯郡崎津村大字大崎	木村義郎	同
耳鼻咽喉科	鳥取市瓦町一五五ノ一	吉田尋也	同

彙 報

昭和二十二年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な
行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十年十月二日付本欄參照)

昭和二十三年五月二十五日以降本件に關係せる官報登載、
連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十三年六月二十四日付官報參照)

主要食糧検査令施行規則第十一條に基くの細目を次の通り定め七月一日からこれを施行する。

昭和二十三年七月二日

鳥取食糧事務所長

主要食糧の包装並びにその細目

種類	包装
一、米類	
もみ	一重俵、二重俵、複式俵、一重掛編俵、かます
玄米	一重俵、複式俵、一重掛編俵、かます
精米	玄米に同じ
屑玄米	玄米に同じ
二、麥類	
大麥	一重俵、二重俵、複式俵、一重掛編俵、かます
はだか麥	二重俵、複式俵、一重掛編俵、かます
小麥	はだか麥に同じ
屑大麥	大麥に同じ

屑はだか麥	はだか麥に同じ
屑小麥	右同
押大麥	右同
押はだか麥	右同
押小麥	右同
丸大麥	右同
丸裸麥	右同
丸小麥	右同
三、諸類	
生付糖	一重俵、複式俵、一重掛編俵
生馬鈴薯	生甘藷に同じ
甘藷平切干	右同
同 蒸切干	右同
馬鈴薯平切干	右同
加工いも	右同
甘藷粉	紙袋
馬鈴薯粉	紙袋
四、雜穀	
大豆	二重俵、複式俵、一重掛編俵、かます

小豆	大豆に同じ
えんどう	右同
いんげん	右同
そらまめ	右同
さしげ	右同
綠豆	右同
そば	右同
えん麥	右同
ライ麥	右同
あわ	かます
ひえ	あわに同じ
きび	右同
もち	右同
とうもろこし	大豆に同じ
落花	右同
生花	右同
むき實	右同
精あわ	かます
精ひえ	精あわに同じ

五、一重掛編俵は原則としてこれを認めない、但し特別の事情ある場合は昭和二十四年三月三十一日限りこれを認めることとする。

(一) 二重俵

1、内 俵

(A) こもはよく乾燥した越年のわらを用ひ小なわを以て四箇所をあみその各封開六寸、兩ひげ五寸五分、房數約五十五とし、長さ約三尺八寸、重量六百匁から七百匁までとすること。

(B) さん俵はよく乾燥した越年のわらを用ひ、直径約一尺、重量約百匁とすること。

(C) なわは打乗げをわらになひ、かがりなわ及び横なわは同約一寸一分とすること。

(D) 小口かがりは小口のこも端を内方に折り曲げた上に、さん俵を當てゝかがりなわを以て目通しを八箇所とし順次千鳥掛とし中央部に於て結止める

こと。

(例) 横なわは、三箇所を各二廻り緊括すること。

男結びとすること。

(イ) ともはよく乾燥した選りわらを用ひ小なわを以て四箇所をあみその各封間七寸兩ひげ五寸五分房數八十以上とし、長さ約四尺三寸重量三百匁から四百匁迄とすること。

(イ) ともはよく乾燥せる越年のわらを用ひ、一箇所に小なわ三本を用ひて四箇所をあみこの封間中央七寸左右各六寸五分兩ひげ五寸五分あみ手七十以上としさん俵、しめなわを四箇所に編み込み長さ約四尺重量約九百匁とすること。

(ロ) なわは打染けたわらをなひ、かがりなわ、横なわ及縦なわは周約一寸一分とすること。

(ロ) さん俵はよく乾燥せる越年のなわを用ひ直徑約一尺一寸重量約百匁とすること。

(ハ) 小口かがりは小口のもも端を内方に折り曲げ、かがりなわを以て目通しを九箇所とし順次右廻りに一つとびに引掛け三廻目より悉とく引掛け結び止めること。

(ハ) なわは打染けたるわらをなひかがりなわ、横なわ、縦なわ及さん俵締めなわは周約一寸一分とすること。

(ニ) 横なわは、五箇所を各二廻り緊括して平結びとすること。

(ニ) 小口かがりは小口のもも端を内方に折り曲げたる上にさん俵を當て編み込みたる、さん俵締めなわにて十文字に括りかがりなわを以て五房宛をすくひ目通し九箇所とし順次右に二廻り引掛けたる後千鳥掛とし中央部に於て引締め結び止めること。

(例) 縦なわは一筋にて四方掛とし、其の掛方は兩端の横なわには蛙股掛に、その他の横なわには戻し掛けに縦なわの交叉点、文字掛とし小口に於て

(例) 横なわ及縦なわの掛方は、二重俵の外俵の規定

に依ること。

(三) 一重掛編俵

(イ) ともはよく乾燥せる越年のわらを用ひ、周約一寸一分の力なわを四箇所に張り、小なわ二本を用ひて之に相喰違ひに交互に束送りに掛けつゝあみその各封間六寸五分兩ひげ五寸三分、あみ手七十内外とし長さ約四尺四寸重量一貫匁とすること。
(ロ) さん俵なわ、小口かがり並びに横なわ縦なわの掛方は複式俵の規定に準ずること。但し横なわは三箇所とする。

(四) 一重俵

(イ) とも、さん俵及小口かがりは二重俵の内俵の規定に依ること。
(ロ) なわ、並びに横なわ縦なわの掛方は二重俵の外俵の規定に依ること。但ししも強にあつては横編は三箇所各二廻り縦編は一筋二方掛とすること。しこもは昭和二十三年度に限り稜稜を認めることとする。

(一) かます

(イ) むしろはよく乾燥せる打わらを用ひ、縦目二十以上、長さ約五尺八寸幅約二尺五寸分以上重量五百匁以上とし強じんなる細なわを以て一端を二十七針以上ぬい上げること。

(ロ) 荷透りは、かます口を巻き兩耳を中央部に折り込み細なわを以て括り縦なわは三箇所を各二廻り緊括し平結びとなし、横なわは二筋を以て一箇所としその掛方は兩端の縦なわには蛙股掛に中央の縦なわには戻し掛けをなし終りを男結びとすること。

(ハ) 横なわ及縦なわは周約一寸一分とすること。